

■鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例

(利用の許可)

第7条 米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。
- 3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

- (1) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

■個人情報の取扱いについて

本件でお客様より預かりした個人情報は、利用者登録・ご利用内容のお問い合わせ・ご利用の打合せ・ご利用料金お支払いの依頼など、利用受付業務に限定し、利用させていただきます。また、お客様の同意なく第三者に提供することはいたしません。

■ご利用の変更について

- ・利用期間、利用施設の変更は、1回のみ可能です。
- ・利用の変更に伴い、施設利用料金が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。
- ・減額となる場合は、差額料金の返金はいたしません。

■利用料のお支払いとキャンセル料について

- ・ご利用当日、実際に使用された設備の料金が別途必要となります。
- ・利用許可通知書の発行後または、施設料納付期限後にキャンセルをされる場合は、規定によりキャンセル料金をいただきます。

多目的ホール・小ホール・国際会議場 楽屋、控室等	第1～8会議室・情報プラザ・練習プラン	キャンセル料
利用日まで1か月未満でのキャンセル	利用日まで7日未満でのキャンセル	100%
利用日まで1か月以上3か月未満でのキャンセル	利用日まで7日以上1か月未満でのキャンセル	50%
利用日まで3か月以上前のキャンセル	利用日まで1か月以上前のキャンセル	30%

ご利用に関する手続きにつきましては、米子コンベンションセンターホームページでもご案内しております。または施設利用担当へお問い合わせください。